

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月26日
【会社名】	日本精化株式会社
【英訳名】	Nippon Fine Chemical Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役執行役員社長 矢野 浩史
【本店の所在の場所】	大阪府中央区備後町2丁目4番9号
【電話番号】	06(6231)4781
【事務連絡者氏名】	総務部長 高田 靖
【最寄りの連絡場所】	大阪府中央区備後町2丁目4番9号
【電話番号】	06(6231)4781
【事務連絡者氏名】	総務部長 高田 靖
【縦覧に供する場所】	日本精化株式会社 東京支店 (東京都中央区日本橋小伝馬町4番9号 小伝馬町新日本橋ビルディング)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2025年6月24日開催の当社第157回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2025年6月24日

(2) 当該決議事項の内容

< 会社提案（第1号議案から第3号議案） >

第1号議案 剰余金の処分の件

(1) 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金37円 総額832,454,342円

(2) 効力発生日

2025年6月25日

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役として、矢野浩史、川林正信、大橋幸浩、太田進、松若恵理子を選任するものであります。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役として、三築正典、益田哲生、鈴木一史を選任するものであります。

< 株主提案（第4号議案から第6号議案） >

第4号議案 自己株式取得の件

本定時株主総会終結の時から1年以内に、当社普通株式を、株式総数2,537,000株、取得価額の総額金6,342,000,000円を限度として、金銭の交付をもって取得するものであります。

第5号議案 社外取締役の員数に関する定款変更の件

当社の社外取締役を過半数とする為、当社の「定款」第19条を変更するものであります。

第6号議案 譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額承認の件

社外取締役を含む取締役に対し、年額250百万円以内、付与株式数の上限100,000株の譲渡制限付株式付与の為の金銭報酬債権を付与するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決される為の要件並びに当該決議の結果

< 会社提案（第1号議案から第3号議案） >

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案 剰余金の処分の件	192,528	4,335	-	（注）1	可決 97.49
第2号議案 取締役5名選任の件				（注）2	
矢野 浩史	177,136	19,727	-		可決 89.70
川林 正信	196,620	243	-		可決 99.57
大橋 幸浩	196,683	180	-		可決 99.60
太田 進	196,614	249	-		可決 99.56
松若 恵理子	196,772	91	-		可決 99.64
第3号議案 監査役3名選任の件				（注）2	
三築 正典	190,876	5,987	-		可決 96.66
益田 哲生	195,850	1,013	-		可決 99.18
鈴木 一史	156,016	40,847	-		可決 79.01

< 株主提案（第4号議案から第6号議案） >

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第4号議案 自己株式取得の件	17,052	179,811	-	（注）1	否決 8.63
第5号議案 社外取締役の員数に関する定款変更の件	18,238	178,609	-	（注）3	否決 9.24
第6号議案 譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬額承認の件	14,950	181,913	-	（注）1	否決 7.57

（注）1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により会社提案は可決、株主提案は否決される為の要件を満たし、会社法に則って決議が成立した為、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上